

議案第10号

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部改正について

次のおり鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例（昭和44年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p><u>（入校選考手数料の徴収）</u></p> <p><u>第4条</u> 専門学校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第9条に規定する普通課程（以下「普通課程」という。）の職業訓練を受けるため入校選考を受けようとする者に対しては、入校選考手数料を徴収する。</p> <p><u>2</u> 前項の入校選考手数料の額は、2,200円とする。</p> <p><u>（入校料の徴収）</u></p> <p><u>第5条</u> 専門校の入校選考に合格した者のうち普通課程の職業訓練を受けるため専門校への入校を許可された者に対しては、入校料を徴収する。</p> <p><u>2</u> 前項の入校料の額は、5,550円とする。</p>	

(受講料の徴収)

第6条 専門学校が実施する公共職業訓練で省令第9条に規定する短期課程に在籍する者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）に対しては、受講料を徴収する。

2 略

(入校選考手数料等の減免)

第7条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、入校選考手数料及び入校料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 略

(受講料の徴収)

第4条 専門学校が実施する公共職業訓練で職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期課程の職業訓練を受ける者（公共職業訓練のうち法第23条第1項に規定するものを受ける求職者を除く。）は、受講料を納付しなければなら
ない。

2 略

(規則への委任)

第5条 略

第2条 鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(授業料の徴収)</u></p> <p><u>第6条</u> 専門校の普通課程に在籍する者に対しては、授業料を徴収する。</p> <p><u>2 前項の授業料の額は、年額11万1,600円とする。</u></p> <p>(受講料の徴収)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p><u>(授業料等の減免)</u></p>	<p>(受講料の徴収)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(<u>入校選考手数料等の減免</u>)</p>

第8条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料、入校選考手数料及び入校料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 略

第7条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、入校選考手数料及び入校料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第8条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に鳥取県立高等技術専門校の普通課程に在籍していた者で施行日以後引き続き在籍するものに係る授業料については、同条の規定による改正後の鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。